

公認 ITAM コンサルティング事業者資格認定基準

2021年1月5日 制定

(目的)

第1条 本基準は、公認 ITAM コンサルティング事業者（以下、「C-CITAM」という）資格の認定要件等に関して定めることを目的とする。

(資格認定要件)

- 第2条 SAMAC の基準に則した、ソフトウェア資産管理(SAM)に関する正しい知識を有しており、且つSAMの構築や改善を指導・助言することが可能である能力を有する事業者を、CSCCとして認定する。
2. 資格を申請する事業者については法人格であることを求めず、事業部相当の組織を可とする。
 3. CSCC 資格の認定要件として、次のとおり定める。
 - (イ) 公認 ITAM コンサルタント(CITAM)が2名以上所属していること。
 - (ロ) 公認 ITAM コンサルタント(CITAM)を含む品質管理体制を整備していること。
 - (ハ) 過去3年以内に、3件以上の IT 資産管理に関する評価や構築等の支援実績を有していること。なお、実績の証明については、当該実績に関する文書を提出し、資格認定委員会により実証された能力の検証を受けなければならない。
 - (ニ) 登録審査料として、SAMACに10万円（消費税等別）を納めていること。納めた登録審査料は理由を問わず返金しないこととする。

(資格有効期間)

第3条 資格の有効期間は、資格認定後1年間とする。

(資格更新要件)

- 第4条 下記に示す要件を満たす場合は、C-CITAM 資格を更新することができる。
- (イ) 公認 ITAM コンサルタント(CITAM)が2名以上所属していること。
 - (ロ) 公認 ITAM コンサルタント(CITAM)を含む品質管理体制を整備していること。
 - (ハ) 過去3年以内に、3件以上の IT 資産管理に関する評価や構築等の支援実績を有していること。なお、実績の証明については、当該実績に関する文書を提出し、資格認定委員会により実証された能力の検証を受けなければならない。
 - (ニ) 更新審査料として、SAMACに5万円（消費税等別）を納めていること。納めた更新審査料は理由を問わず返金しないこととする。

(本基準の改廃等)

- 第5条 本基準の改廃は、資格認定委員会が決定する。
2. 本基準に定めのない事項については、資格認定委員会が審議し決定できるものとする。

(本基準の施行)

第6条 本基準は2021年1月5日より施行する。

以上